

農業農村整備事業等における設計業務の照査基準（鹿児島県農政部）

1章 照査について

建設コンサルタントの提出する成果品は、農業農村整備事業を実施するための重要な基礎資料となるため、契約書及び仕様書が要求する内容、精度を十分満たすとともに、誤りのないものでなければならない。

このことから、本県における設計業務の十分な照査を実施するため、各業務毎に対するチェック体制の充実を図り、計画的な業務の遂行や成果品の品質並びに正確性の向上に寄与することを目的として、農林水産省の照査基準を元に定めることとする。

2章 手引書の使用に当たって

1 手引書の構成

手引書は、次の内容で構成されている。

- (1) 工種別の記入上の留意点
- (2) 照査のフローチャート（案）
- (3) 総括表
- (4) 照査表（基本条件・細部条件・成果品）
- (5) 設計内容（要点）記載表

2 照査及び確認の実務

照査は、前項(2)の「照査のフローチャート（案）」に示す照査区分（基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時）に応じて、管理技術者が「設計内容（要点）記載表」を作成し、これを基に照査技術者が「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」に基づき、確認、照査するものとする。

なお、設計は業務内容に応じて設計者の自由意志が活かされるものであるから、その意味で「手引書はあくまでも標準的な手引き」であり、実情に応じて適正に使用するものとする。

3 基本事項（記入者と記入要領）

記入要領については、以下に示すとおり。

(1) 照査のフローチャート

手引書のフローチャートは標準的な作業フローであり、これにより難しいときは、照査計画作成時に照査技術者が作成する。なお、本照査フローチャートは、業務計画書に記載し、調査職員に提出するものとする。

(2) 総括表

総括表の記入は、管理技術者が行い、その確認は、照査技術者が行うものとする。

(3) 照査表（基本条件・細部条件・成果品）における記入要領欄について

- ① 管理技術者は、仕様書・報告書（中間報告を含む。）からチェック対象となる項目に「○」印を記入する。（以下「V」印はチェックの意味である。）
- ② 照査技術者は、上記①で記入した対象項目について、管理技術者が作成した「設計内容（要点）記載表」に基づき、報告書記載内容等の確認照査を行い、確認が済んだ項目に「V」を記入する。

③調査職員は、①と同じく仕様書、報告書等を確認し、対象となる項目に「○」を記入する。

④総括調査職員は、受注者から提出された照査済みの「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」及び「設計内容（要点）記載表」に基づき、(2)と同じ要領で確認を行い「V」を記入する。

(4)設計内容(要点)記載表

管理技術者（及び調査職員）が作成する。

但し、右端の照査確認欄は照査技術者が照査の済んだ項目のみに照査技術者が「V」を記入する。

4 総括表の記入について

総括表は、業務の主要構造物及びその設計諸元、設計条件、適用基準等を一覧表で説明するもので、報告書の概要的役割を担う。作成（記入）は管理技術者が行い、照査技術者及び総括調査職員は報告書によりこれを確認する。

5 照査表（基本条件・細部条件・成果品）

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」は、「照査のフローチャート」にしたがって、業務の主要な区切り毎に実施すべき照査・確認項目と確認結果を明示するものである。

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」は、当該対象項目に管理技術者が「○」を付し、照査技術者による照査の完了した項目に「V」を付して、「設計内容（要点）記載表」とともに発注者に提出する。

発注者は、提出された照査済資料に基づき、受注者と同様の確認を調査職員・総括調査職員が行い、それぞれ「○」「V」を付す。

(1)各照査段階（基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時）における照査は、次の打合せ時に発注者の確認を得るものとし、照査事項の確認のみ行う発注者との打合せは原則として行わない。したがって、他官庁協議等第三者の都合がある事項等はやむを得ないとしても、極力、照査不可項目を残さないようにする。

発注者が行う確認時（打合せ）までに照査技術者の確認が済まない項目がある場合や、条件決定が順不同となる場合は、確認された項目と確認されていない項目が分かるようにする。

(2)各「項目」、「主な内容」の中に複数の確認事項がある場合（例えば関係機関協議等）は、必ず備考欄又は末尾の余白を利用して確認済み項目がわかるように記入する。

(3)「項目」、「主な内容」が漠然として発注者と受注者の確認の度合いが不明確になると思われる場合は、備考欄又は末尾の余白を利用して確認項目がわかるように記入する。

(4)業務内容、規模、重要度等に応じて「項目」、「主な内容」を追加あるいは削除して照査・確認する。

6 設計内容（要点）記載表記入要領（共通）

「設計内容（要点）記載表」は、「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」を作成する際、照査を行うための最低限度の判断材料を列挙してあるものであり、照査技術者に提出し、照査の参考とするものである。また、これをそのまま「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」に添付して発注者に提出、確認を得るものとする。

(1) 記入に際して

設計内容（要点）の記入に際して、その基本事項は次のとおりである。

①本設計内容（要点）は、表示工種について標準的な作業を想定して作成したものである。したがって、実業務に応じて検討項目を追加するものとする。

また、様式中の検討項目が設計対象範囲外の場合は、検討項目あるいは内容欄に該当なし又は「一」を記入する。

②当該業務工種において他工種の「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」が必要となる場合は、適宜必要となる箇所を引用するものとする。

例 ほ場整備工・・・パイプライン工，排水路工
農道工・・・農道橋，鉄筋コンクリート構造物（ボックスカルバート，擁壁工），
基礎工など

③数値を記入する場合は、S I 単位系で統一する。

(2) 共通記入要領

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」を作成するに当たり、全工種に共通する記入要領は次のとおりである。

①検討項目欄

内容・詳細において不足している項目については、適宜文末に追加する。

②内容欄

(ア)この内容の欄に必要な事項をすべて記入する。

(イ)選択方式となっている項目は該当するところを■とし、特記事項を記載する。

(ウ)標準値等については、出典根拠にある参考文献等に記載されている標準的な数値であるが、あくまで参考値である。

(エ)採用値・採用理由・出典根拠については、採用値とその採用理由を簡単に記載する欄であり、採用理由が出典根拠欄の文献による場合は、この欄は同右と記入する。

通常採用する参考文献を記載してあるが、それによらない場合は、今回の設計に使用した基準書等あるいは過年度報告書等の名称を記入する。

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」に共通する文献は総括表の（右）下段に記入するものとする。

(オ)報告書記載頁については、詳細説明の記述してある報告書のページ数を報告書記載頁記入欄に記す。（報告書記載頁の数字は、最終成果提出時のページとする。したがって、中間時においては本欄の記入は拘束しない。）

③備考欄

特に注意を要する特記事項等を記述する。

④照査欄

照査技術者の確認が済んだ項目に照査技術者が「V」を記入する。

⑤その他

(ア)パイプライン工「設計内容（要点）記載表」2. 3にあるように、管種管径あるいは構造物等が2種類以上ある場合は、個々に該当照査表を作成するものとする。

(イ)特殊工法（サイホン・推進工等）がある場合には、別途「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」を作成するものとする。